

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和5年9月8日（第2日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和5年平泉町議会定例会9月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日の一般質問に引き続きまして、通告順に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言をお願いいたします。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告4番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

通告4番、日本共産党の三枚山光裕です。

2つの項目について質問をいたします。

1つは、8月の豪雨による災害について伺います。

その1点は、被害の実態と内容についてです。

豪雨による被害は町内全域にわたり、個人の家屋や私道、農地、農業施設、公的施設、町道など多岐にわたっています。掌握できている被害実態について伺いたいと思います。

2点目は、私道や農地被害への支援策についてです。

私道や農地被害など、個人での復旧には大きな経済的負担を伴う場合には、支援策が必要と考えます。町の考えを伺います。

2つ目は、検温カメラからの顔画像流出、情報保護について伺います。

サーマルカメラと呼ばれる「検温カメラ」から顔画像流出が指摘され、全国ネットのテレビでも放送されました。町内では多くの公的施設にも設置されていますが、町内の公的施設に設置さ

れている機器の問題はないのか伺います。

以上、答弁求めます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

8月の豪雨による災害についてのご質問がありました。

初めに、被害の実態と内容についてですが、8月19日の夜に県内各地で降った大雨は、町内にも大きな被害をもたらしましたが、9月1日までに防災担当課で取りまとめた町内の被害状況について申し上げます。

住家等の被害については、床上・床下浸水7件、住家敷地内の土地土砂崩れ5件、停電家屋約210戸でした。なお、土砂崩れの危険性により1世帯5人が地区公民館等に自主避難しております。

農地等の被害については、田ののり面崩落28件のほか、土砂等流入、畑、原野ののり面崩落、表土流出、山林の土砂崩れで、合わせて47件となっております。

公共土木施設、農業用施設、林道施設の被害については、町道ではのり面崩壊12件のほか、冠水、路肩決壊、路面洗堀、倒木、側溝閉塞など合わせて40件、河川では護岸決壊17件のほか、越水など合わせて22件、農道では路面洗堀9件のほか、のり面崩壊、路肩決壊、水路決壊など合わせて17件、林道では路面洗堀2件、その他農業用水、ため池、公営住宅の被害が合わせて9件あり、合計90件となっております。

次に、私道や農地被害への支援策についてですが、私道が被災した場合の復旧については、土地所有者の財産であることから、基本的には管理を行っているご自身で対応していただくこととなりますが、町道、河川等の管理の瑕疵が起因となって被災した場合や一般交通の用に供している私道であれば、状況によっては町が支援を行うことが必要であると考えております。

農地被害につきましては、現在、国の補助災害の対象になる箇所の調査を行っており、調査を行った後、補助の対象となる箇所の所有者に説明を行い、補助申請を行うかどうか所有者に判断をしていただきます。また、補助災害の対象とならない農地については、平成25年7月の豪雨災害を例に、政府により激甚災害の指定を受けた場合には、補助災害の対象とならない農地について町単独の支援を行っていきたいと考えております。

次に、検温カメラの顔画像流出、情報保護についてのご質問がありました。

議員ご指摘の問題につきましては、昨今新型コロナウイルスの感染拡大により普及した検温カメラの中古品において、内部データを消去することなく転売されたことなどを起因とし、顔画像等データの漏えいにつながった一連の報道のことと承知しております。

現在、町で管理している検温カメラにつきましては、役場庁舎をはじめ38か所に配備し、使用しておりますが、全39台のうち、役場庁舎や健康福祉交流館、各学校、保育所、地区公民館などで使用している32台については、顔画像保存の機能を有しない仕様となっております。保存機能

を有する7台の運用についてですが、町内のイベント開催時等に使用する大型モニター付きの検温カメラなど4台は、保存機能を使わずに使用しており、残りの3台については、機器内部に蓄積された顔画像等のデータは古いものから自動で消去される仕様となっております。

顔画像等のデータを検温カメラから出力する際には、パソコン等の端末を用いてユーザー認証を行うことが必要となるため、構造上からも保存データが外部に漏えいすることはないものと考えております。

今後とも個人情報の取扱いであることを念頭に厳重に管理を行い、検温カメラを処分する必要がある場合は、内部保存された画像データを適切に消去した上で廃棄を行うことを徹底し、個人情報保護法等の法令に沿った適切な管理、運用に努めてまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

さきの豪雨なのですけれども、18日、19日と続いたというふうに思っていましたけれども、我が家の18区公民館のちょうど裏側、小河川が流れているわけですけれども、川幅が2倍近くになりました。それまで土砂が堆積していたところにアシ、ヨシというのですか、そういうのが生えて根がついていたわけですが、それが一気に流れて幅が広がったということでありました。以前に平石沢の方だったと思いますけれども、あの河川で大雨になるとごろごろ音がすると、つまり大きな石も流れて転がる、そういう音がするのだと聞いたことがありました。その公民館の裏も大きな石があったのだけれども、どこかに行ってしまったというくらいでありました。二十何年暮らしていますけれども、初めてでありました。だからそれだけやっぱり川の流れ、流路が変わるような大雨だったのだらうなと思います。

そこで伺いたいと思います。今回の豪雨被害、雨量もなのだと思うのですが、過去の豪雨災害などと比べて被害は大きいというふうに思うのですが、その辺の認識を伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今回はここ数年来頻発する線状降水帯による被害ということで、短時間に急激な大量の雨が降ったということでございます。過去のそういう被害状況を見ますと、平成25年にやはりそういう大雨被害等がありまして、そういう激甚指定等も受けた経緯等もございますが、そういった過去の例と比べましても、今回は被害の状況は大きいものというふうに認識してございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

先日会議に出た資料で、雨量、たしか消防屯所ではないですね、平泉分署ですか、のところで

90ミリ以上というようことだったのですが、その平成25年ですか、そのときのデータというのはあるか分かりませんが、実際雨量としてはどういう状況だったかというのは分かるものでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

現在、今持ち合わせてはおりませんが、いずれ被害が出るような大雨ということなのですが、またそのときの気象状況といいますか、今回は短時間に大量の雨ということですから、当然、地盤というものも2日間降り続いて、さらには6月にも大雨が同じように降っておりますので、そのような状況からまた違う影響があったものというふうに思われます。いずれそのときの、前回は台風による影響というふうに思われますから、今回は台風とはまた別ということですので、確かに先ほどおっしゃられたとおりに、短時間に93ミリの雨が降ったということで、ですから、今回これを踏まえまして、こういうケースでこういう被害が発生するといったことで、より対策といいますか、警戒を強める必要があるというふうに考えております。

雨量的には短時間にといいことと、過去の分については総雨量ということですので、数値は今、持ち合わせておりませんが、その違いということでございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

あの日、8時前か、ずっと19区、県道のほうから自宅に戻る途中で本当に水路関係は全部飲み込めないということで、尋常じゃないなというふうには分かったわけですが、夜でしたので、次の日の被害を見るまでは分からなかったわけですが、いずれにせよやっぱり相当な豪雨災害ということだったのだと思います。

そこで伺いたいと思いますが、2つ目の項目といいますか、私道と農地被害への支援について移りたいと思いますが、1つは17区、大平地区だと思います。今回の豪雨被害で一時的に避難されたお宅がありますけれども、役場の早い対応について大変感謝はしております。そういう点で私からも、素早く対応していただいたなと思っております。

このお宅の件について伺いたいと思います。答弁にあった管理瑕疵が起因というところに当たるのかなと、そういう捉え方でいいのかなと思うのですが、これはつまり復旧について町が支援するということがよろしいのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

その地区につきましては、町道の管理瑕疵があったとは考えておりません。管理瑕疵というのは、もともと側溝に土砂がたまっていたのを放置してあのような災害が起きたら管理瑕疵等は問われるかもしれませんが、今回の場合はのり面が崩落により側溝に土砂が流出したということで

すので、管理瑕疵とは考えておりませんが、その側溝が原因となったのは間違いないということで、町として可能な限り支援を行ってきているところでもあります。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

その後、役場でもいろいろやっていただきまして、庭にも碎石が入り、きれいになっていました。今、その土砂というか流れて、母屋というか住家ののり面が2か所、作業小屋というのですか、崩れて今、シート張られています。庭とか全部きれいになっているわけですがけれども、その部分というのは今後どういうふうな、個人対応というようになるのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

のり面については、特に対策を取るということは考えておりません。そのお宅のほうから今、求められているのはというか、約束しているのは、まだ流出した土砂が宅地にありますので、それについて撤去するというので考えております。来週13日に撤去するというので、その方と立会いをお願いしているところでもあります。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

分かりました。

あと私道についてですけれども、当初、私道ですから、報告なり被害の連絡は区長さんを通じてということもあったと思うのですけれども、それがなかなかなかったところもあるのだと思うのですが、例えばその私道について、土地所有者自身でということだと思うのです、答弁では。例えばかなり距離があったり、かなり水が流れて、いわゆる壊れているということなのですけれども、そういった場合は何か碎石の提供などはあってもいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

やはり私道は個人所有の土地を個人の利便のために道路として使用しているものであり、その維持修繕は私道の所有者及び利用者の負担で行うべきであると考えているところでもあります。

ただ、先ほど町長がお話ししたとおり、その道路が一般交通の用に供している私道であれば、碎石等の提供については検討させていただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

次は19区の平石沢ですか、住所。リンゴ畑のところ崩落して住家に土砂が流れたということで、今、作業をしているところのようでありました、復旧の。これはリンゴ畑に上がっているのですけれども、裏というか、これ農地としての対象になるのかということです。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

畑の場合であれば、その畑の面積について一定割合の崩落があった場合については、補助の対象となるというふうになります。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

先ほどの答弁で国の災害の対応ということがありまして、これから確認して、そしてそれ以降にそれがどこが対象になるのかということになるのだと思うのです。その辺のスケジュール的なことで、見通しというのはどうなっているのか伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

農地ですので、あくまで個人が復旧を望むかどうかということになりますが、今のところ農地については、5件ほど補助対象になるのではないかと考えております。もしそこで個人が望むのであれば、町として災害復旧事業として工事を行っていくということになります。

スケジュールにつきましては、国の災害査定になりますが、それを申請した上で受検し、被災箇所が限定されるということになります。

また、それを受検後、工事となりますので、農地ですので、収穫後といいますか、冬の工事で3月までには工事を終えたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

農地と、それから個人の、さっき私道の話もしましたし、宅地とかいろいろそれによって変わってくるということですね。それで、さっきの19区の平石沢の方の件で言うと、今、かなりの崩落土砂量で、バックホーで削っていると。大きい重機は入らないということでしたので、崩した土の上にバックホーを乗せて、また削るといようなことで、固い盤のところまでということになっているようですが、なかなかやっぱりかなりの土量、面積ということなので、もちろん擁壁などというふうにはならないし、今、蛇籠というんですか、金網を編んだ中に大きな岩を入れて、基礎部分に置いて護岸保護するという形の作業なのですが、いずれ高齢者2人、年金暮らし、2人暮らしだし、経済的負担も大きい、かなりかかるということですかね。こういう点では、実際、個人という話と、その裏は農地、リンゴ畑なのですね、そういうところなのですが、こういっ

たところにやっぱりいろんな支援の制度がなければ、何らかのやっぱり支援が必要なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

現地を詳しくまだ見ておりませんでしたので、現地のほうを確認させていただきまして、それから検討していきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

いろいろ被害実態の調査、そしてこれからどういうふうに個人であれば所有者、農地の所有者がどうするかということに関わり、右から左へすぐ行くことでもないというふうには思っています。

そこで、やっぱりこれまでにはない被害、困っていると、被害を受けて。それで、やはり国の支援なり、県の支援なり、制度的にない場合は、平成25年でしたか、先ほどの、そういった話もされました。そこには当たらないところには町独自でというふうにありましたので、やっぱり阪神淡路、結局1つは個人への財産に対する補償なり支援の問題があると思うのです。

それで阪神淡路大震災、1995年ですけれども、翌年に作家の小田実さんなどが、「政府は何もせえへんと、市民で公的支援の法律をつくり成立させるんや」ということで動き出して、そして翌年、いろいろ住民の運動もありました。今、300万円ですか、最大。これ全壊ですけれども、というのができたということで、国の従来のを考えを変えた。それから、2000年でしたか、法務大臣の地位にあった鳥取県の片山知事、当時が、300万円の支援を鳥取西部地震ですね、このときは、したというのがありました。支援は被災者にとって恩恵ではなく憲法に基づく正当な権利だと、そういう立場でこういうことを決めたそうであります。13条の憲法ですね、幸福追求権あるいは25条の生存権、こうした立場に立っての支援だったということです。

いずれ経済的にも、仕事をしてそれなりに経済的な基盤とか何かがあれば、それはそれで何とか再建というのはやりやすいというか、可能性としては出てくると。ただ、やっぱり高齢化社会という中で、今回の被災を受けた中でも、そういった実際、世帯があれば、やはりそういった支援というのかな、必要だと思うのですよ。その辺についてはどういうふうに、先ほどは平成25年ということを書いていましたけれども、その辺はどうなのでしょう、考え方として。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

確かにその生活再建というところでいきますと、通常の生活に戻れるように最大限の支援、敷地の整備だけではなくて、そういったことも考慮すべきかと思います。その中でも、まず税の減免であるとか医療保険料の減免、そういったことは所定の基準に従って行うわけですが、そもそ

もこの先ほどの激甚指定の話でいきますと、ここ数年といいますか、最近、線状降水帯による大雨被害、豪雨被害というのは全国各地で起こっておりまして、今回、文化財の関係でも被害を受けた中では、なかなかそういう国の大規模な災害であるという認定というか、激甚指定というか、補助対象になり得ないというようなことも、国の職員の方が調査された中ではそういう話もあったようでして、実際、これは町だけではなくて、やっぱり国のほうに指定していただかないとなかなか難しい。それは平泉町としましても、財政調整基金等を取崩しする中でそういう対応を行う必要が生じるわけですので、仮に今回そういう支援を行う方針を決めるとすれば、今後起こり得るそういう災害に対しても公平、公正に対応していかなければなりませんので、その辺はできるだけ慎重に検討する必要があるのかなというふうには思います。

ですので、これは国として指定していただくような、ある程度被害の状況を県の方と国の方等にも見ていただきながら、情報をちゃんとしっかりと報告しながら、そういう指定で支援をしていただく。町の独自の支援だけではなくて、そういう対応が必要であるというふうに考えております。個別に確かにそういういろいろ生活資金の提供とか、そういったことは既に社会福祉協議会とか、そういった中でございますが、それ以外の部分についてはより慎重に検討を進めてまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

国がやらなければ地方がということも、度々いろんな制度、仕組みの中であって、いずれ国が動くということもいっぱいあったと思います。例えば金額が多くなっても見舞金ということもあるのかなと考えたこともありましたし、陸前高田では、これは東日本大震災ですから、移転というのが多かったのです。移転に60万円、それから取付道路に200万円、それから水道には100万円というのが独自にありました。そのほかにもあったと思います。そういった災害時への対応というのは全国にもあるのだと思います。

すぐにやりなさいというふうに私も思っているわけでもなくて、総務課長答弁したとおりで、これから検討することが大事だと思うのです。2018年、ジャーナリストの鈴木哲夫さんという方が、もはや異常とは言えない異常気象と、問われる政治の責任という、随分前なのですが、自然災害は仕方がないみたいのがあると。大げさかもしれないが、有事だと。国民の生命、財産を守るためには、安全保障だと話して、やはりもう異常ではないという認識に立った対応がもう求められるし、いずれいろんな検討をしていただきたいというふうに思います。

そこで、この点で最後ですけれども、今回の最初に伺った17区の災害について確認をというか、伺いたいと思います。

たしか消防団8分団、それから17区の自主防災会の役割についてです。災害拡大を防ぐ上で役割は大きかったのかなというふうに認識しました。当時、災害の発生の連絡を受けた後の経過について簡単に説明いただければいいのですが。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、おっしゃられた17区の方、5人の方が被災されて、19日の夜に本人から現在の状況が非常に深刻であるという旨、役場のほうにも連絡いただいていたのですが、そのときには地区の消防団の方にまず相談されて避難をしたということで、その方は17区の大平の公民館から家が比較的近い方でしたから、避難所の開設に当たって自主防災組織の方が自主的に消防団と連携しながら対応していただき自主避難をしていただいたということです。

こちらにつきましては、町でもそういう状況を把握している中で、食料品の提供を防災管理倉庫、備蓄倉庫から必要な対応を行い、さらに夏の暑いときでしたから、その公民館には冷房施設というか扇風機しかなかったの、次の避難場所として長島公民館も用意して、そちらのほうに移動を促したわけですが、先ほど申し上げたとおり家が近いということで、翌20日の日中に自宅に戻られたというようなところであります。

夜間の被災でしたから、先ほどの建設水道課で土砂の応急対応、土砂除去の応急対応はその後に行いましたが、いずれそういう状況を確認しながら、その後の復旧のことについてご本人と話し合いながら対応しているという現在に至っております。あとは保健センターで衛生管理上、環境汚染等の懸念がありますから、そういったことの相談というか、除去も行い、さらには先ほど申し上げた税の減免等にも関しまして、家屋の被害の調査も税務課で行い、そういったような形で対応しております。

今回、その時点で災害が発生しているという事実を確認しましたので、災害対策本部を設置して、まずは夜間ですから、建設水道課の職員、消防署の職員が対応したのですが、まずはその避難されている方の家屋への雨の流入を防ぐ対応を、工事事業者の協力も得ながら一時的に対応し、災害を応急処置を行ったというようなことで、何よりも避難されている世帯の方の命といいますか、そういう精神的にもちゃんと安心できるようなそういう環境を、自主防災組織の協力をいただきながら対応したというところでございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

私、お聞きしましたら、あそこの2メートルもあるかな、相当大きな側溝が土砂崩れて塞がったと、そして町道を越えて民家に流れ込で、土砂が側溝を埋めているわけですよ。すると、どんどんそれはいつまでも流れるという格好だったので、消防分団がそれをホースで機転を利かせて土砂を崩してというか、流したことによって、水路の側溝の流路が確保されて、多分、流れが止まったというふうに聞いているのです。だから、そういう点では、分団で機転を利かせてそういう対応したということは、あれ以上の被害を防ぐ上で大きな役割を果たしたのではないかと、ということが感心した点であります。

何を言いたいかというと、こういった今回の経験を共有するとかあるいは消防団、自主防災会の強化にも一層役割を果たしていただきたいという点ですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

おっしゃられたとおり、今回の事例を、実は明日、自主防災組織の連絡会での研修会を予定しております。それで今、台風13号による大雨の影響が懸念されて、実施するかしないかは本日の夕刻の判断としているところなのですけれども、そういった中でも今回の最新のこういう事例も紹介しながら、自主防災組織として町からこういった情報が流れたときにどういう対応をすべきか。これは協力というか自発的に、地域の危険な場所とか、家族の状況、避難するのに支援が必要な方がどこに住まわれているかといったことの情報というのは、地域の方が一番よく分かっていますので、初期対応というのは自主防災組織であったり、区長さん、民生委員さん、消防団の方とか、そういう地域の中で常日頃からそういうことを基礎知識、必要な知識として知っていたかどうかということと、それから研修会、勉強会をするだけではなくて、実際に訓練が必要であるというようなところを、明日、研修会等で再確認しながら、場合によっては町の全体の中でそういう災害を想定した訓練等も開催できればいいのかなというふうには思いますが、なかなか全体を調整するのが難しい中で、各自主防災組織の中ではそういう学習会、場合によっては町の職員が出向いてそういう最新の情報を、消防職員の方とかも協力を得ながら、そういう形で進めて、それぞれ自主防災組織が担う役割といったものを再確認していただくような場面を増やしていきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

いずれもはや異常ではない。台風も迫っている今現在という中ですから、そういう認識でいろんな防災対策、対応なりあるいは支援の仕方というのを積極的に検討していただきたいというふうに思います。

そこで、次に移りたいと思いますが、検温カメラからの顔画像流出の問題です。

この問題を、町が認識したのはいつかということをもまず伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

町長の答弁にございましたけれども、一連の報道については承知しておりまして、その後に調査を行いましたので、本当に最近のここ1か月以内の話であります。また、その状況につきましては、配置している各施設で管理、使用を行っていますので、そういったところで再度注意喚起を行ったところでございます。取扱説明書等も、画像が記録保存できるかできないか、それを最初から設定する、しないといったようなこともございますので、改めてそこは再度確認していただき、管理運用について安全に進めるように徹底したところでございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

私も多分、1か月ほど前のNHKで知ったわけですがけれども、早いのは民放で5月24日、その次の日に読売新聞で報道されたというようでもあります。それで、もう既にネットオークションにこの検温機が出ていて、興味本位に買った人がいろいろ調べたらデータが出てきたということのようでもあります。もう1万円ほどで今、買えるということで、答弁の中にPC端末に云々とあったかな、データ。ところが、そのまま購入した時点で、暗証とかそういうのが要らないということで、すぐ出てきたということで、1,700枚ぐらいの画像が出てきてびっくりしたという話です。

今、町では7台の運用というふうにありますけれども、今後、今の答弁もありました機種の新機種の更新というのもあるでしょう。それから廃棄という場合でも、廃棄、更新のマニュアル的なものが必要なのではないのかと思うのです、その一般的なことに対して。例えば担当者が変わったりとか異動した場合には引き継がれないこともあるのではないのかなと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今回の購入は、新型コロナウイルスの関係で感染症を防ぐためにということで交付金を活用しておりますから、少なくとも補助金適正化法というか、そういった形で数年、役場が管理し続けるわけですので、おっしゃられるとおり、その間に取り扱う担当の職員が替わっていくことになるかと思っておりますから、画像を保存できる機能を有するものを使用している物については、今、おっしゃられたような一定程度の目的が終わったらもう削除することになってはおりますので、そういったことを改めて文章化するなりマニュアル化するなりして、しっかりとその辺は法令にのっとった運用を行ってまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

実はこれ、もう2021年の段階で韓国のハンギョレという新聞でもう報道されていまして、実は機種によってはアメリカや中国にIPアドレスでサーバーとつながってデータをやり取りする機能もある機種もあったというのですよね。びっくりはしました。大体1日平均400メガバイト、つまりCD1枚分だそうです。最大数百人分の静止画像あるいは映像が飛ばせるというのが、ちゃんと分解した内部構造でこのカメラのそんな写真までついて載っていました。

いずれ家電メーカーのアイリスオーヤマでも、今年5月の時点でやはり処分とか再販の際の注意喚起を呼びかけています、データ削除を。大坂の放課後児童クラブでもやはりこの更新した際に、古いのから3,000枚のやっぱり写真が出てきたと。ですから、やはりここは徹底してそういったことのないように。

18区の公民館も同じだと思うのです。ここの玄関のやつは同じ機種で、説明書もなかなかネッ

トで検索しても出てこないのですよね。これは多分、そういった写真画像の保存の機能がないということだと思のですが、いずれにせよそうした点で徹底を図っていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

まず、今、おっしゃられたとおり、地区公民館、役場庁舎、実際に保存機能を有しないというところは、それこそマニュアル等もないわけで特に問題はないとは思いますが、保存機能を有するところで今使用しているのは、エピカ、道の駅、保健センター、この3台について画像の取扱いについて厳重な管理が必要だということでございます。ですから、その辺を画像の保存機能があるなしについて、現在使用している各施設、関係者に改めて通知を行い、その現在の所有の再点検といたしますか、そういう取扱いの確認を行っていただくように、適正な運用に全施設、確認を行いながら、今回の個人情報の流出がないような取り組みを進めたいと思います。

6 番（三枚山光裕君）

以上で終わります。

議長（高橋拓生君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時58分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

三枚山議員から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

6番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

三枚山です。

先ほどの私の一般質問について事実誤認があったので。

8分団と申し上げたのは7分団の誤りでしたので、訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

それでは、通告5番、真竈光幸議員、登壇、質問願います。

7番、真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

質問通告5番、真竈光幸でございます。

9月定例会一般質問の最後となりました。

今年は観測史上最多となる連続真夏日となり、この間、前沢中学校の付近の農家では、9月3日に稲刈りを始めておったというのを見てまいりました。米の登熟は積算温度でありますから、今年は8月20日前後に積算温度を超えて、刈取り適期を迎えるという過去に例を見ない年でありました。異常気象であります。まだまだ暑い日が続きますが、町長をはじめ職員の皆様には、十分に体調管理をされまして職務を遂行されますようお願いしております。

さて、今回質問いたしますのは、3件であります。

1件目は、本年6月16日に成立いたしましたLGBTなど性的少数者への理解増進法には、子どもたちの心身の発達に応じた啓発や相談機会を確保といった学校での取り組みを促す努力義務規定が盛り込まれました。本町学校教育の対応について伺うものであります。

1つには、LGBT理解増進法の成立をしたことでの学校教育の混乱はないかを伺います。

2つには、そのことによって学校のトイレの在り方について見解を伺います。

2件目は、小学校6年と中学3年を対象といたしました令和5年度全国学力学習状況調査の結果が7月30日公表されました。4年ぶりの実施となったわけではありますが、中学校3年英語で平均正答率の低さが際立っております。4つの技能のうち、話すが12.4%にとどまり、令和元年度の前回調査30.8%から18.4%低下をいたしました。聞く・読む・書くの3技能につきましても46.1%で、前回の56.5%を下回っております。

こうした結果から、1つ目には、英語教育検証の必要性について見解を伺うものであります。

2つ目には、小学校での教育と中学校での教育の連携の必要性について伺います。

3つ目に、英語の不振の原因が国語力の低下にあるのではないかと、その可能性について伺います。

4つ目に、話す力の向上にAIを活用することについて見解を伺います。

3件目は、通知表の是非について伺います。

通知表は、法的には学校側に作成義務がないため、廃止する小学校も出ております。指導要録との違いを含め、通知表の在り方について見解を伺うものであります。

質問は以上であります。よろしく答弁のほどをお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

真竈光幸議員からのご質問にお答えします。

LGBT理解増進法に対する学校教育について2つのご質問がありました。

初めに、LGBT理解増進法が成立したことで学校教育の混乱はないかのご質問にお答えします。

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布及び施行されました。現在において町内の小中学校では、混乱は発生していないものと把握しております。町内の各小中学校では、従前より全ての教育活動の中で個の人権を尊重し、

多様性への理解を深め、受容する心を育てるための指導を行っております。今後、各学校においては、ジェンダーについて悩みを持つ児童生徒がいつでも相談できるような体制を維持し、本人や保護者の意向を最大限尊重しながら、個の事情や心情に寄り添った適切な対応を検討するとともに、周囲への理解も深められるよう、最大限の配慮をしてまいります。

次に、学校トイレの在り方についてのご質問にお答えします。

町内の小中学校のトイレにつきましては、「男性用」「女性用」のほか、平泉小学校、平泉中学校には「多目的トイレ」が整備されております。この法律の施行により、今後、LGBTに関する理解がより広がっていくことが予想されます。当町としては、本人への配慮のみならず、他の児童生徒への配慮も行った上で、細やかな対応をしていきたいと考えております。

具体的には、対象者への配慮を念頭に置きながら、場合によっては多目的トイレや職員トイレの利用を認めるなど、「誰もが使いやすいトイレ」を目指して各学校と連携し、児童生徒の悩みや不安に寄り添いながら支援を行えるよう努めてまいります。

続いて、全国学力テストの英語不振について4つのご質問がありました。

初めに、全国学力・学習状況調査では、中学3年の英語で平均正答率が低迷し、特に話す力が極度に不振だったことから、英語教育の検証が必要と考えるが、見解を伺うのご質問にお答えします。

令和5年度全国学力・学習状況調査における中学3年の英語「話すこと」の調査において、全国平均正答率は12.4%で、自分の考えを英語で表現するための力が不足していることが分かりました。また、併せて実施された質問紙調査の中では、「聞いたことを理解したが話す内容が思い浮かばなかった」「聞いたことを理解し話す内容は思い浮かんだが、その内容を表現する英語が思い浮かばなかった」と回答した生徒の割合が比較的多く見られました。これらは当町でも同じような傾向が見られることから、英語で発表する言語活動を今後授業において継続的・計画的に取り入れることが重要であると認識しています。

特に基本的な文法を理解し、実際の場面を設定しながら、日常的に英語でのコミュニケーションを継続したり、即興で話す場面を多くつくったりするなど、具体的な方法を考えることにより、話す力を育成していくことが必要であると考えております。

次に、小学校での教育と中学校での教育の連携の必要性についてのご質問にお答えします。

英語の学力向上を図る上で、小学校と中学校が連携し、連続的な学びを実現していくことは重要であると考えております。令和2年度から、小学校では第3学年より教科として英語の学習が行われています。当町においては、学級担任のほか英語教育推進員と外国語指導助手が加わり、3名体制で英語指導に当たっています。中でも町独自に配置している英語教育推進員は、小学校と中学校に兼務し、それぞれの授業にも関わっていることから、各校種間での連携の中で相互の課題を意識したり、小学校での学習内容を中学校でも授業に生かしたりすることが可能であるとと考えております。

今後の取り組みとして、小学校と中学校がお互いの英語の授業を参観したり、合同で研究会を開催したりすることにより、さらに連携が深まるとともに、校種を超えた連続的な学びを通して

英語力の向上が図られるのではないかと考えております。

次に、国語力の低下の可能性についてのご質問にお答えします。

全国学力・学習状況調査では、中学校英語の不振が注目されていますが、その要因の一つとして国語力の低下が影響しているのではないかと考えております。国語力とは、「考える力」「感じる力」「想像する力」「表す力」などの力で構成される日本語を活用するための総合的な力であると認識しております。一方で、英語教育の目標はコミュニケーション能力を育むことであることから、これは国語力と密接に関連しているものと考えられ、国語力は英語力を支える上で重要な力になっていると認識しております。

この国語力を身につけるためには、活字を読む力、辞書を使う力、書く力、会話する力等を伸ばしていく必要がありますが、とりわけ活字を読む力、いわゆる「読書」については、語彙力や想像力、表現力を育むことができ、国語力を育てるためには大変効果的であると考えます。学校の図書室や町の図書館に整備されたたくさんの本を活用し、自主的に読書に取り組む子どもを育て、国語力の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、話す力の向上にA Iを活用することについてのご質問にお答えします。

チャットGPT等の対話型生成A Iは、人間と自然に会話をしているかのような応答が可能であり、生徒の英語で話す力の底上げを図るため効果が期待されています。文部科学省が作成した「初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン」によると、活用が考えられる例として、「英会話の相手として活用すること」が示されています。例として、英語で自分の考えを述べた後、それに対するA Iからの返答を受け、またそれに対してさらに自分の考えを述べていくなどといった繰り返しの中で、自学での会話練習が可能になり、話す力の向上につながるものと考えられます。つまり、今後は話す場面や書く場面においてA Iを評価者として有効的に活用することにより、より個に合った学習を支援していくことが可能であると考えております。

個人情報やプライバシーに関する取扱い等に留意し、教育効果を確認しながら、生成A Iの活用について検討してまいります。

続いて、通知表の在り方についてのご質問がありました。

指導要録は、児童生徒の学籍に関する記録と指導に関する記録から成り、学校教育法施行規則により各校において作成しなければならないものであります。これに対して通知表は、児童生徒個々の学習活動の成果、学校生活の状況等を保護者に通知し、保護者が児童生徒の学校の生活状況を知るための連絡簿として作成しております。

通知表は、法的に作成義務こそありませんが、学校が児童生徒や保護者に成長の様子を知らせ、次の学期に向けて意欲を持たせるために非常に大切なものであると考えます。また、学校と家庭が一緒になって子どもを育てていくための道しるべとしても有効な表簿となり、通知表を挟んで子供と親が向き合いながら成長の伸びを確かめ合う機会がつかれることも通知表の持つよさであると捉えております。

さらに、指導要録と大きく異なる点は、通知表は児童生徒一人一人の成長の記録として家庭に

保管されることです。学年が上がっても、進学しても、一人一人の成長の記録を振り返り、自分を高めていくための貴重な記録として、今後も引き続き指導要録と連動させながら、効果的な活用を図ってまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

大変丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

何点かだけお尋ねをしていきたいと思えます。

L G B T理解増進法と学校教育について何点か伺います。

教員向けの手引きとなります生徒指導提也要も、昨年12月に10年ぶりに改訂をされ、性の多様性に関する項目が新設されました。第12章性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の4項1節性的マイノリティーに関する理解と学校における対応ですが、この中では、職員用トイレの利用をはじめ服装、髪型、更衣室、呼称の工夫、これは生徒を呼ぶですね「君・さん」、保健体育の授業での別メニュー、水泳の水着、修学旅行での個室や時間差での入浴など、支援例が示されています。これらの教育現場での指導の実態を伺います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

議員ご指摘のとおり、生徒指導概要が示されております。中身を見ますと、そのご指摘のとおり、服装とか髪型とか更衣室、トイレ、呼称の工夫等が示されておまして、先ほどの答弁で申し上げたとおり、従前からまず子どもたちのそれぞれの人権を尊重する教育が行われている中で、例えば呼称については、平泉小学校においては、全て「君」とか「ちゃん」ではなくて、「さん」づけで統一している。これはL G B Tの問題がある前に既にやはりその土台として「さん」づけで呼んでいるということですので、この概要が示される前から既に平泉ではそういうような尊重するような取り組みが行われております。

それから、トイレにつきましても先ほどのお話のとおりで、今のところまだジェンダーについて悩みを抱えている子どもは把握しておりませんが、把握していないからといってということではなくて、把握する前にそういうような環境をこれからも整えていきたいなというふうに考えております。

もちろん制服も髪型も更衣室等についても同じような考えで進めております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

今年3月に検定結果が公表されました小学校の教科書の件でも伺っておきますが、これは令和

6年度から使用されることとなりますが、この中でもいろんな各社あるかと思うのですが、性の多様性の記述、小学校の教科書ではどのような形になっているのか、知見があれば教えていただきたいのですが。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

新しく今度、令和6年から採用される教科書については、一通り私も目を通したわけですが、かなり多様性についての記述が多くなっておりまして、そのLGBTに限らず、例えば表紙に車椅子に乗っている友達とか、それから肌の色の違う友達をあえてみんな一緒になって載せている絵がかなり多くなってきています。それから、LGBTQに限って言えば、意図的に男女がぱっと見て分からないようなイラストが至るところに記載されております。スカートではなくてズボンをはいて、もしかしたらこの子は女の子ではないかなというようなイラストも、本当に多くの教科書で散見されるということは認識しております。それは教科に限らず、全ての教科においてそのような記載はあるというふうに認識しております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

このLGBT条例を先行してやっております埼玉県、先進というのか、先駆けて条例を成立させておりますが、このホームページをご覧になっていただきたいと思うのですが、性の多様性を尊重した教育の推進というタイトルで児童生徒用のリーフレットが掲載されているのですね。小学校5・6年版では心の性、体の性、好きになる性、表現する性があるとしています。ちょっと長いのですが、調べてきましたので引用しますが、こう書いてあります。「好きになる性別も、人によってちがいます。ちがう性別の相手を好きになる人もいれば、同じ性別の相手を好きになる人、性別は関係ないという人もいます。異性愛も同性愛も、人を好きになるという点では同じです。なかには、恋愛感情をもたない人もいます。どれも大切な気持ちです。」こう書いてあるんです。これほどまで様々なケースを述べて、みんなそれぞれ尊重しましょうと言っているのです。これが10歳、12歳の子どもたちが理解できるのかというのが分かりませんが、むしろ変な予備知識を得たことによって混乱するのではないか。このあたりの子どもたちというのは、1人自分がこうだというと私もなのだという連続して反応するケースが非常に多い。私ももしかすると性同一性障害なのかもしれないとか、むしろ余計な知識になりかねない部分があるのではないか。

答弁の中で多様性への理解を深め、受容する心を育てる指導と言われておりますが、こうしたことを言っているのですか、伺います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

埼玉県の記事と申しますか、紹介したホームページは私も1回見たことがあります。かなり踏み込んだ内容になっておりまして、ああ、ここまでするのかなど、時代はこれを求めているのだろうかと思うぐらい、私もショッキングな内容でございました。

本町を振り返ってみますと、先ほど繰り返しになりますが、LGBTQで悩んでいる子は今はまだ把握しておりませんが、周りの市町村を見ますと、やはり第2次性徴が終わるあたりからそれに気づいて悩み始めている子はいることは事実でございます。ですから、今後、小学校の高学年から中学校に向けてそういった悩みを聞いてあげる学校であったり、そういう機関は必要になってくるのだろうなというふうに思いますが、議員ご指摘のとおり、寝た子を起すわけでもないですけれども、知らなければ知らないで済ませたものを、かえって情報、知識を与えることによって混乱を生じさせるのではないかという懸念は教育現場でも持っております。

ですから、やはり土台になることは、みんな一人一人をしっかりと尊重しようという意識をまず持たせることが大切ではないかということで、今動いておりますが、「LGBTQ」だけでなく、「障害を持っている子」「ハンデを持っている子」、それから「肉体的な弱者」「社会的な弱者」、いろんな世の中には弱い人たちがいます。その人たちに手を差し伸べたりすることも、これは本当に人権を尊重することだろうということで、様々な教育活動で人と関わって優しい心を育てていくということが、まず土台として育てることであって、知識はその上に平泉町では徐々に段階的に申しますか、まず教科書に沿った形で進めていくのが一番理想的かなというふうに思いますから、新しく小学校から教科書が変わります。中学校もLGBTQについては記載されていますので、その学習指導要領に沿った形で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7番（真籠光幸君）

大変難しいだろうと思いますが、トイレについて伺います。

このトランスジェンダーの人が体の性で割り当てられたトイレを使うことに違和感を覚えた時期、先ほど教育長が言われましたように、小学校高学年と中学生で3割近くを占めておると言われています。ですので、学校のトイレが大変切実な問題だというふうに言われておるところであります。

従来の男女別のトイレに加えて、性別に関係なく使える共用トイレを設置する学校が増えていきます。入り口は共通で、どの個室に入ったかは分かりにくくする設計がなされています。以前の一般質問でも同じことを質問いたしておりますけれども、当事者という言い方はおかしいのですが、その自認する方々は周りに言いません。カミングアウトしませんので、職員用のトイレを使うとなると、これは周囲に知らせることになってしまう。なので、これはかえって抵抗感を覚える可能性が高いと思います。

学習で性に関する理解を深めるのであれば、使いたいトイレを選べる環境もこれはつくる必要がどうしても出てくると思います。学校がそのソフト面とハード面の両面の対応が今後求められ

ていくのではないかとと思いますが、それについての見解をお願いします。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

学校のトイレに関するご質問でございますが、確かにその男性、女性が使えるようなトイレというところではございますが、これに関しましては、ほかの児童生徒の利用者といいますか、プライバシー等もございまして、または安全性の確保というところもございまして、そのような問題点等を今後整理しながら、学校のトイレの整備というところで直ぐにはできないところもございまして、そのようなところを今後検討しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

LGBT理解増進法は、罰則規定のない理念法でありますから、それが成立したからといって学校側に具体的な対応が求められているものではありません。ただ、性を自認する本人や保護者から求められれば対応しなければならない。こうした法の趣旨を踏まえて、トイレだけではなく、繰り返しになりますが、髪型や制服の在り方など今後の備えが必要であると思います。

前にも伺ったことがありましたが、制服の選択肢も広がっておりまして、中学校の女子がスラックスを採用する学校が増えておる状況です。平成30年度は49校だったのですが、今年度832校に増えているという実態があります。もうこれも近々に採用を検討する段階に来ているのではないかとと思いますが、少しだけ見解をお願いします。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

制服に見直しの関係ではございますが、現在のところ平泉中学校からそういった制服の見直しという声は特には上がっていないという状況ではございます。LGBTとかというような観点から、やはり今後そういったことに対しましては検討、取り組んでいかなければならないというようなこともございます。制服自体を全部変更するといいますか、例えばよく見られるのがブレザー一型にして下をスラックスにするとかというのものもあるかとは思いますが、すぐそのように変更でない、時間もかかるというところもございまして、例えば今のセーラー服の下にスラックスを認めるとか、ジャージ登校を認めるとかというところから取り組んでいって、その後にブレザー化というような検討は、今後必要ではないかと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

性同一性障害の警察署の職員に対するトイレ使用制限をめぐるまして、最高裁が制限は違法だとする判決を下しております。LGBT理解増進法に加えて、この判決で今後、学校だけでなく様々な場所でその対応を求められることになる場面が出てきます。多感な時期の子どもたちを惑わすことのない指導教育に当たられますようお願いいたしまして、質問を変えます。

全国学力テストについて伺います。

聞く・読む・書くの3技能平均正答率が、全国が46.1%、冒頭に申し上げました。岩手県は37%、全国47都道府県の46位であります。結果について、感想を伺います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

全国に比べて確かに低いです。低いなと思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

平均正答率が低いから、生徒の英語力が極端に落ちたわけではないと思います。出題が非常に難解なのですよね。文科省では授業の改善の必要性を指摘をしております。今後、ICTの活用を含めた授業の改善にどんな形で具体的に取組まれていくか、何か指針があればお示しをいただきたいと思います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

先ほどの答弁にあったとおりでございますが、先ほど議員のご指摘になったとおり、問題自体がかなり難しい問題でして、本当に何秒間の限られた中ですぐ英語で答えなければいけないというような、即興で全部頭の中で英語にして返すというような問題が、これは全国的に低かった、中でも岩手県は特に低かったと、あと平泉町でも低かったということです。ですから、先ほどの答弁したとおり、何度も何度もALTと即興で英語のやり取りをすとか、習慣的に言葉で口から英語がすぐ出てくるような習慣化をしていく、身につけていることを今、国では中学校に求めているのかなというような気がいたしますが、やはりそれが今後、子どもたちの国際化の中で生きていくためには大切な力なのだろうなというふうに思います。

ですから、平泉町としてのALTとか推進員とか有効的に活用しまして、繰り返して英語でたくさんたくさん話していくという授業を取り入れていきたいなというふうには押さえております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

この英語のプレゼンを聞いて正答できたのは4.2%だという、全国。多分、平泉も同じようなものだと思うのですが、設問を新聞で見たのですけれども、これは日本語でもできないよなという、レジ袋と環境というプレゼンをさせて、それを1分で内容を考えて30秒で話せという、設問の設定に相当無理があって、これをできる中学生はいないのではないかと個人的には思いました。

ただ、答弁の中で教育長が言われておる日常的に英語でコミュニケーションを継続する、または即興で話す場面を多くつくる、どうもイメージができないのですが、どんな感じの授業展開になるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

場面を設定するというのは、「ごっこ遊び」的な、例えば自分が旅行会社になって、その国を案内しましょうとか、そういうような学習でございます。それをいろんな場面を設定していくということで疑似体験をさせるというような授業は、今では中学校ではやっていますが、さらにそれをたくさん取り入れていこうということです。

それから、即興については、ALTがいますから、ALTが直接話しかけてそれに対応していく、これはAIも同じなのですけれども、いろんな話題を次から次から振って、すぐそれに答えるというようなやり取りを多くしていくということが即興的ということだと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

よく分かりました。ありがとうございます。

小中学校の連携についても伺っておきますが、小学校高学年で令和2年度から英語が必修教科になってもう3年になるわけでありますが、これは幾ら勉強しても英語が話せないという日本の英語教育の見直しを図ったはずだったのですが、一体どうしたことなのかということをお聞きします。

小学校では、先ほど教育長が言われましたALTとの会話を通して楽しく遊ぶ工夫がされていると思います。英語が好きだという小学生が、平泉の平均はよく分かりませんが、全国平均では69.2%の小学生が英語が好きだ。これはALTの非常に大きな効力だと思いますが、それが何で中学校で下がるのかですよね。英語が好きだという中学生が52.3%に落ちているのです。小学校と中学校の英語教育が連携に欠けるという指摘があって、一部には高校入試対策を意識して従来の指導から抜け出せないからだという意見もあります。小学校の楽しく学ぶをどう継続して生かすかが問われるのではないかと思います。それに先ほど言った即興的なもしくは個々の生徒がプレゼンをしたりといったような場面をつくるのに、どこに楽しさを与えられるか、小学校の楽しさをどう与えていくのかということところが課題になるのではないかと思います。いかが

ですか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

議員ご指摘のとおりだと思います。

ただ、ここ英語、外国語が小学校に入ってきてからの子どもたちの様子を見てみますと、我々のときには比べものにならないほどとてもきれいな英語を話しております。我々が子ども時代はいわゆる片仮名英語だったわけですが、本当にネイティブなとってもきれいな英語を発音しています。これはALTとか指導推進員による力もとても大きなことだと思いますし、かなりそういう意味では昔に比べると子どもたちは英語に対して抵抗力なく親しみを感じて、ふだんから使うようにはなっている、これもまた事実だと思います。

ただ、そういった楽しく英語を使うことから、どうしても中学校になると学習として英語を考えていかなければいけない。これは日本の体系といいますか、高校入試もあります。そういう部分でどうしてもそうなるのかなと思いますが、この間、中学校の授業を見に行った際に英語を参観しました。先ほど言ったとおり、場面設定をしながら、子どもたちはすごく表情豊かに英語を話していたので、必ずしも英語嫌いとかではないと。英語に関して言うととても積極的に学習しておりましたので、それと付随した学力をどうつけてやるかということが平泉町では喫緊の課題だというふうに思っております。せっかくやる気があって学習に臨んでいる子どもたちを、そのやる気をそのままにしっかりと学習を身につけさせていくという工夫をこれからやっていかなければいけないと思います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

国語力についても伺っておきます。

これは英語を含めたあらゆる教科につながる知的基盤だという教育長の答弁は、そのとおりだと思っております。日頃から読書で培われるもので、今回の調査でも新聞を読む子どもほど好成績だったという結果が出ています。国語力の強化のために、これは教育委員会の独自の支援として、その学校図書もしくはエピカでの読書冊数に応じて例えば生徒にインセンティブを何か与える、例えば図書券をプレゼントするとかということで、きっかけづくりの策を講じるお考えなどについて見解をお願いします。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

私個人としても、読書は本当に大切なことだと思います。読書は全ての教科における基本になるものだと思います。まず本が好きになること、これは大切です。そのためにいろんな取り組

みを、議員ご指摘のとおり、いろんなことをやっていいのではないかとということで意見をいただいておりますが、例えば今、町では読書推進員を配置しております。図書室の掲示とか、お勧めの本とか、読書に関わって小学校で言えば「絵本給食」は絵本にあるものを使った給食を作るとか、そんな取り組みを数々行っております。このおかげで子どもたちはすごく読書好きになっております。さらに加えてエピカが開館しまして、エピカの蔵書数もかなり高まっております。たくさんいい本があって、「お勧めの本」「シリーズ」とかいろんな展示で、読ませたくなるような方法を考えておりますので、これを新たにということではなくて、今の取り組みをぜひ続けていきたいというふうに思います。

あとは各学校同士で、こんな取り組みしたら子どもたちが食いつきましたとか、そういう工夫等を情報交換することもとても大切かなというふうに思います。

もちろんエピカについても、エピカと情報交換は毎月やっていますので、そのような取り組みを紹介してもらえればというふうに思います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

歌人の俵万智さんという方がいらっしゃいますが、自分の子どもに読んだ一首をご披露しますと、「RとL聞き分けられぬ耳でよし日本語をまずお前に贈る」、こういう歌をつくったそうありますが、話すの土台にあるのは考える、つまり国語の力であるということですね。ぜひ有効活用して、読書力が培われるような指導をお願いしたいと思います。

A Iについて簡単にお伺いいたしておきますが、この話すことが苦手だというのは、多分、間違えたら恥ずかしいとか、そういう思う気持ちが強いのではないかと思います。教員が生徒それぞれのレベルに合わせた指導をするのは、大変これは難しいことでもありますから、ここにA Iを活用することで、個々の実力や課題を瞬時に把握して、オーダーメイドの指導が可能となるわけです。A I、アバターでございますけれども、この利用者の英語力に応じて会話をして、会話の中でその実力を分析して、初心者には初心者なりの身近な話題を、上級者にはその意見を述べるなど、先ほどの冒頭のテストの4.2%で低かったところに当てるといったような実力別に意見を述べさせたりすることに指導を行く。間違えて恥ずかしいと思うことがないので、恐怖心を減らして繰り返し会話ができる、その中で先ほど教育長が言われたような効果がきっと出てくるのではないかと思います。

その生成A Iの学校への活用は13歳という年齢制限がありますので、これ、中学校の英語教育に今後ぜひ取り込まれていただけたらいいのではないかなと思います。簡単をお願いします。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

各学校に、中学校にもそうなんですけれども、タブレットが配布されて、平泉町では有効に児

童生徒、活用しております。その中で中学校の英語科については、タブレットに向かって自分で話をする、それを録音して自分で聞くというような学習を何年か前からしています。今までは議員ご指摘のとおり、みんなの前で発表させて、発音させて、とてもそれが恥ずかしいという子どもたちがいた中で、ただタブレットに向かって話をするだけで、ある程度先生は評価してくれるという安心感というのは、物すごく重要だなというふうな感じをしております。

さらに、これに加えて、そのタブレットの中のAIがその子に応じた回答をしてくれるのであれば、すごくそれは先ほどの話のとおりオーダーメイドの学習ができて、喜びを持ち、またさらに自分で考えてタブレットに話しかけるといような繰り返して、いいサイクルができるのではないかなど、それを期待しているところでございます。

問題はかなりありますが、できるだけその問題を潰しながら取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

最後に、通知表について伺ってまいります。

家庭と子どもの状態を共有して次の指導に生かす連絡通信のための通知表を廃止する小学校が出てきているという新聞報道でちょっと驚いたのですが、その中の評価はどの程度の出来具合かを数値や二重丸、丸、三角で簡潔に表現したもの、評価は子どもの学びをリアルに可視化し、何ができて何ができないのかを具体的に示したものというふうに理解をしております。

教育活動と一体化してその改善にもつながる教育評価は、これは教師の仕事の根幹であると思うのですが、この通知表の作成のために費やす時間というのはどういったような実態なのか教えていただきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

今、評価と評定という話が出ましたが、評価というのは、毎日毎日子どもたちを評価して、そして課題を見つけたらアドバイスをしてという流れの中でされていくものであり、評定というのは、ある程度の期間、スパンの中でその子どもたちが達成した力を、今、先ほどおっしゃられたとおり、数値化するとか、それから丸、三角とかというような視覚化することというふうに私も認識しております。

それで、それに係る教員の労力はいくつのご指摘でしたが、例えば今の町内で校務ソフトというソフトを教職員が使っております。これは出席簿、健康観察簿とか、それから毎行われる学習のテストを入力していくと、ほとんどが評定に反映されるようなシステムになっておりまして、それがそのまま通知表にも反映されますので、通知表自体は大きな労力を割くことなく、ちょっと語弊になるかもしれませんが、もちろん例えばそこで1学期の子どもの様子を文章で書

くとかというようなことはありますけれども、これは大切な教師の仕事ですので、そういうことも含めると、昔に比べるとかなり労力は軽減されてはおります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

この教育活動の改善につながる理想の通知表ということであれば、單元ごとの理解度が分かるようにする工夫が必要だろうと思います。また、教科ごとの自由記述欄と言えばいいのでしょうか、を設けてその所見のたくさん書き込むとかというところが、どうも最近、平泉のことを言っているのではなくて、あくまでも新聞ネタでしかないのですが、そこが非常に簡潔な表現になってしまっている。意味があるのかといったような問題提起をした学校が、通知表はやめて、そのテストテストのときにもうそこに書き込んで渡すといったようなことで、むしろ生徒と向き合う時間を増やすためのものだということを言っておられる小学校の校長先生の談話を聞いて、今、お話をしているところであります。要はその通信表の根拠となるデータが必要だろうと思うのですが、保護者が二重丸、三角で、「二重丸だから自分の子は勉強ができています」とか、「三角だからできないのだな」とか、そう思わせているのではないかという側面があるのではないかと。

教育評価というのは教員免許取得の必修科目にありませんので、そのところがもしかすると先生間の中で評価のポイントが統一化されていないところがあるのではないかと、子どもを見ているようで、実は点数を見ているのではないかとか、そういった懸念といたしますか、ものが現行のシステムの中にあるのではないかというふうに思っております。通知表の在り方はどうしたら目の前の子どものためになるのか、そのただ単に過程の記録ということではなくて、学期末に一定期間の評価を平均した通知表を渡すのが目的ではなくて、つまづきや成長を保護者のほうに知らせすことこそその使命だというふうに考えるのでありますが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

議員おっしゃることのとおりだと思います。まず、説明責任といたしますか、学校では通知表を保護者に渡す際に、なぜこの子はこのような評価なのか、評定なのかということをしつかりと裏打ちされた資料の下で渡さなければいけないということは、どの学校でも徹底しております。その際、通知表を渡す前に、必ず保護者宛に通知表の見方についてということを書き添えて渡しているところがほとんどでございます。この場合は、「ある程度1学期で達成できた場合は二重丸の評価になります」というような学期ごとの成果についての説明をしつかりと果たすことということ。それから、もし保護者の疑問があれば、しつかりと根拠を基に保護者にあるいは子どもにお話しできるように資料をしつかり整えておくことというのは徹底しておりますので、そういうところの保護者と学校の信頼関係はつくっていかねばいけないなというふうに思います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

ちょうど時間となりましたので、質問をまとめたいと思いますが、1 件事例を紹介して私の質問を終わりたいと思います。

英語だけではなくて、都市と地方の間に教育をめぐる格差が現実としてあると言われております。その克服がなかなか難しいということなのですが、不可能でないことを示している町があります。その町だけ紹介して終わりにしたいと思います。

石川県宝達志水町という町があります。人口1万人余りの能登半島の首の辺りに位置する町なのですが、今回の全国学力テスト小6算数の平均正答率が、石川県が69%で全国1位であります。その県平均よりも5%以上高い74%だったと報告されています。これは分厚い教育といえますか、手厚く教育行政で知られております東京都杉並区の72%を上回っているのですね。この町は教育立町と掲げて学校の授業改善に取り組み、長期休暇などで学校での指導が減る学習の空白期間を町教委がサポートして補う講座やサマースクールなどのイベントが恒例化しております。手厚い教育行政が学力向上に奏功しているモデルケースと言われております。

こうしたケースを参考にされて、平泉教育委員会も独自の学習支援策を講じ、学習の習慣づけや動機づけの環境づくりを強化していただけますよう申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで真竈光幸議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は9月19日午前10時から行います。

ご起立お願いいたします。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時57分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 升 沢 博 子

同 大 友 仁 子